平成２２年（フ）第３７６０号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番４―302号
債務者　吉村壽美江
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７６８号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番32号コーポリーブル16　208号
債務者　松浦　律子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９９号
大阪市東成区中本５丁目27番３―602号
債務者　廣長　省司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３８号
大阪市城東区野江３丁目９番25号
債務者　野﨑　耕司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８６５号
大阪市住之江区北加賀屋３丁目３番27号　のりくら荘315号
債務者　鳥飼　武志
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８７４号
大阪府豊中市北条町４丁目６番１―125号
債務者　森　　由美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８７５号
大阪市福島区野田５丁目６番19号
債務者　大坪　栄治
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８７６号
大阪市西区九条南２丁目26番20―803号
債務者　松井　朋子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８８５号
大阪市城東区天王田４番33号　Mプラザ城東参番館203
債務者　木村真里子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８８６号
大阪府高槻市昭和台町１丁目３番12号
債務者　加治屋麻智子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８９２号
大阪市西成区花園北１丁目３番５号　白ゆり花園コーポ２階４号室
債務者　中越　　勲
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９００号
大阪市旭区新森７丁目15番２―501号
債務者　中村智津子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０５号
大阪市平野区喜連２丁目３番１号　203
債務者　河野　元美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５号
埼玉県坂戸市西坂戸４丁目27番23号
債務者　潮田　孝子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８６号
埼玉県川越市かわつる三芳野１番地　16―202
債務者　川口　昭良
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4233番地３　アピアランス三番館403、住民票上の住所埼玉県秩父市日野田町２丁目23番16号
債務者　田形　智秀
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
埼玉県秩父市荒川上田野1518番地１　コーポ上田野105号
債務者　飛田　仲一
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
埼玉県秩父市荒川上田野1518番地１　コーポ上田野105号
債務者　飛田　昭二
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係